## 第4回八女市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成31年4月5日(金)午後2時00分から午後2時50分 2. 開催場所 おりなす八女 小ホール 3. 出席農業委員 (23名)
  - 草場 紀彦 2番 大久保義治 平島 1番 3番 雅夫 4番 久間 絹子 5番 樋口 悦雄 6番 栗原 英喜 仁田原政美 8番 溝尻 修 7番 9番 隈本 俊光 今村 嗣範 11番 茅島 澄雄 牛嶋 徹也 10番 12番 13番 大坪知美子 14番 中島 秀徳 15番 鵜木 利通 城後 公一 18番 16番 中村 輝義 17番 月足 靖彦 田村 一彦 21番 宮園 福夫 20番 22番 川口 隆男 23番 高山 和典 24番 塚本ちゑ子
- 4. 出席最適化推進委員(39名)

1番	馬場 康浩	2番	隈本	弘文	3番	平井 照也
4番	牛島 由美子	5番	樋口	祐二	6番	中島 敏彦
7番	角 秀次				9番	橋山 渡
10番	山本 茂登				12番	増永 勝広
13番	中嶋 壽敏	14番	松延	清隆	15番	大坪 喜代人
16番	延 和洋	17番	井上	健吾	18番	久木原 秀登
19番	井上 淳	20番	篠原	孝春	21番	松尾 健一
25番	堤 政信	26番	三宅	覚	27番	井手 千年
28番	古賀 則夫	29番	吉田	敏通	30番	桁山 忠典
31番	水本 敏明	32番	野中	敏成	33番	森 義則
		35番	塩塚	義治	36番	谷川 侯司
37番	原 義博	38番	入江	保生	39番	古庄 秀司
40番	野中 円三	41番	栗原	嘉寿秀	42番	仁田原 一太
43番	山口 史登	44番	末﨑	博利	45番	伊藤 俊夫

## 5. 欠席委員

農業委員(1名)

19番 小川 哲郎

最適化推進委員(6名)

8番 川口 誠二 11番 牧口 武 22番 樋口 惠一

23番 田形 隆徳 24番 樋口 智 34番 井上 昌彦

#### 6. 議事日程

- 第1 会議の成立
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案の上程
- 第4 議案の審議
- 議案第14号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の 任免について
- 報告第 6号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 議案第15号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願の処理について
- 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
- 議案第17号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決 定の処理について
- 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について
- 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について
- 議案第20号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積(別段の面積) の設定について
- 議案第21号 農地法第3条第1項に係る標準処理期間の設定について
- 7. 農業委員会事務局職員

局長 原 信也 次長 平島 聡 書記 大久保 隆博書記 西原 佑美 黒木支所 江田 弘正 立花支所 野中 由利 上陽支所 大淵 剛 星野支所 近藤 理和 矢部支所 堤 翔太

### 8. 会議の概要

### 議長

みなさんこんにちは、春爛漫の季節、この時期は別れと新しい出会いの始まりです。

事務局も人事異動があっております。

新年度に入りましたが、改正農業委員会法に基づき、農地の集積・ 集約、耕作放棄地の解消など、成果が問われる時期でもあります。委 員の皆様、事務局が一体となり、農業委員会の「見える活動」を行っ てまいりたいと思います。本年度も、委員の皆様のご指導・ご鞭撻、 ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、平成31年第4回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集下さいまして、誠にありがとうございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。

## (議長着席)

### 議長

日程 第1・会議の成立

ただ今の出席委員の数は農業委員 23名

農地利用最適化推進委員 39名であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、22番 川口隆男委員、23番高山和典委員を本日の会議の議事録署名委員に 指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、そのように決定いたしました。

日程 第3・議案の上程を行います。

事務局をして案件の朗読をいたさせます。

事務局

議案朗読の前に議案書の差し替えをお願いいたします。1ページ議 案第14号を本日お配りいたしております、議案書に差替えていただ きますようお願いいたします。

それでは、まず目次のほうをお願いいたします。

議案番号、案件順に朗読いたします。(案件朗読)以上報告1件議 案8件でございます。

議長

事務局朗読のとおり、報告1件・議案8件を一括議題といたします。

1ページをお願いします。

議長

議案第14号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定 に基づく職員の任免について、事務局より説明をいたさせます。

事務局

はい、議案第14号・農業委員会等に関する法律第26条第3項の 規定に基づく職員の任免についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。平成31年4月1日付けで、牛島憲 治外10名を免じております。

3ページをお願いいたします。平成31年4月1日付けで、原信也外16名を任命しております。任免理由につきましては、議案書のとおりでございます。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長
異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

協議会に切り替えます。任免された職員にあいさつをいたさせます。

( 任免職員あいさつ )

事務局

なお、本日欠席している職員につきましては、公務の都合上欠席させていただいておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。以上で職員の挨拶を終わります。

議長

本会議に切り替えます。

5ページをお願いします。

議長

報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より通知の説明をいたさせます。

事務局

はい、報告第6号・農地法第18条第6項の規定による通知の報告 についてご説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による通知の報告については、9件です。

解約のあった土地33筆。うち田2筆、畑31筆、合計面積は3 9,773㎡です。

それぞれ合意解約で離作措置条件等はございません。

添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理 していることを報告いたします。以上でございます。

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありま すので、質疑にとどめ審議を終わります。

8ページをお願いします。

#### 議長

議案第15号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願の処理 についての番号1番を、最適化推進委員16番 延和洋委員さんにご 説明をお願いします。

# 推進委員 16番

番号1を最適化推進委員16番がご説明いたします。(議案書朗読) こちらは所有権移転売買により以前許可を受けてありましたが、本人 の錯誤によるもので今回取消の申請をされるものです。ご審議のほど よろしくお願いいたします。

議長

地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 9ページをお願いします。

議長

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番を、最適化推進委員20番 篠原孝春委員さんご説明をお願いします。

# 推進委員 20番

推進委員20番が番号1についてご説明いたします。(議案書朗読) 以上ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

議長

続いて番号2番を、最適化推進委員17番 井上 健吾委員さんご 説明をお願いします。

推進委員 17番 推進委員17番が2番について説明いたします。(議案書朗読)ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

議長

次の番号3番及び11ページの番号11番は下限面積関連のため一 括審議といたします。それでは番号3番と番号11番を最適化推進委 員18番 久木原秀登委員さんご説明をお願いします。

推進委員 18番 最適化推進委員18番が3番について説明いたします。 (議案書朗読) 続きまして番号11について説明いたします。 (議案書朗読) よろしくお願いいたします。

議長

この案件は新規営農でありますので、事務局より説明をいたさせます。

事務局

ご説明いたします。譲受人が新規営農で米、茶、柿等を作られる予定です。ご実家の農業経営を手伝われており20年ほどの経験があられます。申請農地の近くに転居される予定で親族と協力しながら営農され農産物直売所での販売を計画されています。以上でございます。

議長

地元委員さん及び事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの	書もり `	١
し共飛な レツ	P'(X)	,

議 長 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて番号4番を、最適化推進委員20番 篠原孝春委員さんご説明をお願いします。

推進委員 最適化推進委員20番が番号4について説明します。(議案書朗読) 20番 よろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて番号5番を、最適化推進委員29番 吉田敏通委員さんご 説明をお願いします。

推進委員推進委員29番、5番について説明いたします。(議案書朗読)よろ20番しくお願いします。

議 長 地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 議 長 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて番号6番を、農業委員16番 中村輝義委員さんご説明をお願いします。

農業委員 16番 農業委員16番、6番について説明いたします。(議案書朗読)よろ しくお願いします。

議長

地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

議長

続いて番号7番を、最適化推進委員40番 野中円三委員さんご 説明をお願いします。

推進委員 40番 推進委員40番が7番について説明いたします。(議案書朗読)よろ しくお願いいたします。

議長

地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

11ページをお願いします。

議長

続いて番号8番を、農業委員9番 隈本俊光委員さんご説明をお願いします。

農業委員 9番

農業委員9番が8番について説明いいたします。(議案書朗読)よろ しくお願いいたします。

議長

地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 ( 異議なしの声あり )

議 長 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて番号9番を、最適化推進委員17番 井上健吾委員さんご説明をお願いします。

推進委員推進委員1 7番推進委員1 7番2 (議案書朗読)よろしく1 7番お願いいたします。

議 長 地元委員さんと事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて番号10番を、農業委員7番 仁田原政美委員さんご説明をお願いします。

農業委員農業委員 7番が10番について説明します。(議案書朗読)よろし7番くお願いいたします。

議 長 地元委員さんの説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 11番は審議済みであります。

議長 続いて番号12番を、農業委員11番 茅島澄雄委員さんご説明をお願いします。

農業委員 11番 農業委員11番が12番について説明いたします。 (議案書朗読) よろしくお願いいたします。

議長

地元委員さんの終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 14ページをお願いします。

議長

議案第17号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集 積計画の決定の処理について、事務局より説明いたさせます。

事務局

はい、議案第17号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利 用集積計画の決定の処理についてご説明いたします。

本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対し決定を求められているものでございます。

今回は、所有権移転が7件でております。

番号1番、(議案書朗読)、番号2番、(議案書朗読)、番号3番、 (議案書朗読)番号4番、(議案書朗読)番号5番、(議案書朗読) 番号6番、(議案書朗読)番号7番,(議案書朗読)以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 16ページをお願いします。

議案第18号、農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番及び17ページの農地法第5条の規定による許可申請書の処理についての番号3番については一体計画のため一括審議といたします。それでは事務局より説明をいたさせます。

#### 事務局

ご説明いたします。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。以上でございます。

議長

続いて、最適化推進委員1番 馬場康浩委員さんご説明をお願いします。

# 推進委員 1番

推進委員1番が、1番について説明いたします。場所につきましては、八女市役所を500mほど南に進んだ農地になります。(議案書朗読)続いて17ページ番号3番、(議案書朗読)隣接する農地の同意もありますし、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長

現地調査委員の農業委員13番 大坪知美子委員さんご報告をお願いします。

# 農業委員 13番

はい、農業委員13番が、1番及び17ページ3番について説明いたします。3月27日に現地調査を行いました結果、生活雑排水については公共下水道により処理され、雨水等については申請地内に設置される雨水桝を通り、東側及び西側水路へ排水されます。隣接地への影響等特段問題はないかと確認いたしております。以上でございます。

#### 議長

地元委員さんの説明・現地調査委員さんの報告及び事務局より理由 書の朗読・説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 17ページをお願いします。

議長

議案第19号農地法第5条の規定による許可申請書の処理について の番号1番を事務局より説明をいたさせます。

事務局

はい、ご説明いたします。農地の区分は、農用地区域内にある農地 以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当し ない農地であり、第2種農地と判断します。以上でございます。

議長

続いて、農業委員20番 田村一彦委員さんご説明をお願いします。

農業委員 20番 農業委員20番が、1番について説明申し上げます。場所につきましては、八女市の総合体育館をから花宗川を渡って200mほど進むとですね、県営の南馬場の団地があります。それと、大福寺というお寺がありますけれどもその中間地点にですね宅地に囲まれてですね遺跡が発見された農地であります。(議案書朗読)隣接する農地の同意、水利組合の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

現地調査委員の農業委員14番 中島秀徳委員さんご報告をお願いします。

農業委員 14番 はい農業委員14番が、1番についてご説明申し上げます。3月27日に現地調査を行った結果、生活雑排水については、合併処理浄化槽を設置されまして北側道路側溝へ排水されます。雨水につきましても申請地内の雨水桝を通り北側道路側溝へ排水されますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上です。

議長

地元委員さんの説明・現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 ( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて、番号2番を事務局より説明をいたさせます。

事務局

ご説明いたします。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。以上でございます。

議長

続いて、農業委員12番 牛嶋徹也委員さんご説明をお願いします。

農業委員 12番 はい、農業委員12番が2番について説明いたします。場所につきましては、八女消防署から北東へ500mほど進んだ農地になります。 (議案書朗読) 隣接農地の同意があります。水利の承諾もとれており、排水に関しても問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

現地調査委員の農業委員14番 中島秀徳委員さんご報告をお願いします。

農業委員 14番 農業委員14番が、2番について説明いたします。3月27日に現地調査を行いました。現地調査の結果、生活雑排水については発生しません。雨水については申請地内に設置されます雨水桝を通り申請地東側水路へ排水されますので隣接地への影響等特段問題ないと確認いたしております。よろしくお願いします。以上です。

議長

地元委員さんの説明・現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 3番は審議済みであります。

続いて番号4番を事務局より説明をいたさせます。

事務局

はい、ご説明いたします。農地の区分は、第2種農地と判断します農。内容は1番と同じです。以上でございます。

議長

続いて、最適化推進委員3番 平井照也委員さんご説明をお願いします。

推進委員3番

はい、推進委員3番が、4番について説明いたします。場所につきましては、ゆめタウン八女から北へ400mほど進みまして岩崎の点滅信号の隣の農地になります。 (議案書朗読) 隣接する農地の同意はありますし、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。以上でございます。

議長

現地調査委員の農業委員13番 大坪千美子委員さんご報告をお願いします。

農業委員 13番 農業委員13番が、4番について説明いたします。3月27日に現地調査を行った結果、生活雑排水については合併処理浄化槽により処理され、北側道路側溝へ排水されます。雨水についても自然流下により、北側道路側溝へ排水され隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上でございます。

議長

事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 18ページをお願いします。

続いて、番号5番を事務局より説明をいたさせます。

はい、ご説明いたします。農地の区分は、第2種農地と判断しま す。内容は1番と同じです。以上でございます。

議長

続いて、農業委員13 大坪千美子委員さんご説明をお願いしま す。

# 農業委員

13番

はい、農業委員13番が、5番について説明いたします。場所につきましては、城島線のファミリーマート龍ケ原店から西に200mほど進んだ農地になります。(議案書朗読)隣接する農地は譲渡し人の農地のみであり同意は不要であり、水利の承諾もとれており、排水に関しても問題は無いと思います。以上でございます。

議長

現地調査委員の農業委員14番 中島秀徳委員さんご報告をお願いします。

# 農業委員 14番

農業委員14番が、5番について説明いたします。3月27日に現地調査を行った結果、資材置き場、駐車場ということで生活雑排水については発生いたしません。雨水については自然流下により、北側水路へ排水されますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上でございます。

議長

事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて、番号6番を事務局より説明をいたさせます。

### 事務局

ご説明いたします。農地の区分は、農地の区分は、おおむね10h a以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と 判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係 る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設

で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。以上でございます。

議長

続いて、最適化推進委員36番 谷川侯司委員さんご説明をお願いします。

推進委員 36番 推進委員36番の谷川でございます。6番について説明いたします。場所につきましては、県道4号線白木方面に向かいますと、中川原橋がございましてそれを左折して700mぐらい行きます。今度はまた右折をします。それを2km直進するとこの場所に着きます。この方は専業農家でみかんを作っておられます。(議案書朗読)ご審議方よろしくお願いします。

議長

現地調査委員の最適化推進委員37番 原義博委員さんご報告をお願いします。

推進委員 37番 推進委員37番が、6番について報告いたします。3月25日に現 地調査を行いました。排水については自然流下、隣接地の影響はない と思います。以上でございます。

議長

事務局と地元委員さんの説明及び現地調査委員さんの報告が終わりました。質疑を行います。

議長

質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 19ページをお願いします。

事務局

議案第20号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積 (別段の面積)の設定について、事務局より説明をいたさせます。

はい、ご説明いたします。議案第20号農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積(別段の面積)の設定についてご説明いたします。本案件の農地法3条に係る下限面積の設定につきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときはその面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できるようになったことと、農林水産省経営局長通知の「農業委員会の適正な事務実施について」により農業委員会は毎年下限面積の設定または修正の必要性について検討することとしています。

このことに基づいて今回検討した結果(1)特定の区域に限定した設定は八女市内全域を対象といたしまして農地法施行規則第17条第1項第3号の別段面積の基準も満たしていますし、また広く定着していることから、40アールに設定したいと考えます。また(2)空き家に付属した農地に限定した設定は1アールに設定したいと考えます。こちらは空き家バンクに登録された空き家に付属した農地を利用した新規就農や定住の促進を図る観点から定めるものでございます。こちらは、1アールといたしておりますが、1アールに満たない農地も1アールと読み替えて取得可能といたしております。いずれの設定も現行通りの設定でございます。

以上で説明を終わります、審議方よろしくお願いいたします。

#### 議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

## 議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 20ページをお願いします。

議案第21号 農地法第3条第1項に係る標準処理期間の設定について事務局より説明をいたさせます。

#### 事務局

はい、ご説明いたします。議案第21号農地法第3条第1項に係る 標準事務処理期間の設定についてご説明いたします。

行政手続法第6条において、行政庁は申請に対するまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めることとされております。また、農林水産省経営局長通知の「農業委員会の適正な事務実施について」においても、農業委員会が行う農地法第3条許可事務については、農業委員会の定める標準処理期間内に事務処理を完了し、ホームページ等により周知することと通知されております。

八女市農業委員会においては、農地法第3条関係の締切日が通常2 0日、総会が翌月5日に開催いたしております。

この間、約15日が経過し、それから決裁の期間を約5日で設定すると合計20日になりますが、予備の期間も含めて、農地法第3条第1項の標準処理期間を25日に設定したいと提案するものでございます。因みに、例年同様の処理期間となっておりますことをご報告いたします。審議方よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

( 異議なしの声あり )

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

議長

以上で議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでした。

( 閉会宣言 2時50分 )

平成31年4月5日

議長

22番

23番